

# すずらん通信

*Lily of the valley Return to happiness humility purity*

Suzuran  
Law Office  
NO.28  
第28号

すずらん法律会計事務所 〒460-0002 名古屋市中区丸の内1-5-13 すずらん丸の内ビル 2024.9.20  
TEL : 052-239-1220 FAX : 052-239-1221



名古屋城：撮影 事務局

## ご挨拶

今年7月中旬から最高気温が35度を超える猛暑日が続き、9月に入ってもまだ猛暑日が続いています。異常気温というよりは既に日本は亜熱帯になっているように思われます。急激な気温上昇と年々深刻化する少子高齢化を考えると10年、20年先の日本はどうなっているのでしょうか。大きな不安を感じるのは私だけではないと思います。このように人類全体で取り

組まなければならない大きな課題が幾つもあるのに、最大の人権侵害である戦争は終わることなく拡大していることに虚しさを感じていますが、臆することなく平和と人権の擁護、社会正義の実現に向けて歩を進めて行かねばと思っています。（鈴木典行）





## 弁護士コラム ～相続あれこれ～

### 1 はじめに

最近、コロナ融資の返済が始まったこともあり、債務整理、事業再生の相談が徐々に増えてきていますが、高齢化に伴い相続が絡む相談も相変わらず多くきています。債務整理、事業再生については「すずらん通信26号」で紹介しましたので、今回は相続に関連するお話をしたと思います。

### 2 相続前喧戦

最近の傾向としてまだ相続が始まっていない（親は亡くなっていない）段階から親の財産を巡って相続の前喧戦が展開されることが多くなってきているように思われます。

#### (1) 子どもが親の預金を引き出して自分や家族のために使うケース

子どもが親の預金を引き出す場合、親からの依頼あるいは親の了解を得て払い戻しを受けるのが原則です。親が自分で預貯金の管理をすることが難しくなった場合、子にその管理を委ねることが一般です。子が親に代わって引き出した預貯金が本当に親のために使われたか後日問題にされる場合があります。子が親の預貯金を勝手に引き出し自分のために使用した場合は、他の相続人から親の財産を勝手に自らのために使ったとして不法行為又は不当利得返還請求の裁判が提起されることがあります。多くの場合兄弟間の争いになります。実務ではこの形態の訴訟がしばしば提起され、遺産分割調停とは別個の手続きで争われます。

引き出された金員が親の同意を得た上で子のために使われた場合は、その金員は子に対する生前贈与と解され、一般には、特別受益の問題（民法903条）となります。

実務的には、相続発生後金融機関から親の預貯金の取引履歴の開示を受け検討することになります。引き出され

た金員の額や親の健康状態、生活状況、預貯金の通帳の管理状況等から判断されることとなりますが、引き出された金員が実際に親の同意を得た上でなされたのか、引き出された金員がどのように使われたのかの立証はかなり困難を伴うのが一般です。日ごろから親とのコミュニケーションを取ることが大切だと思います。

#### (2) 自分の希望する遺言書を作成してもらう

遺言書の作成は、大きく分けて2つのパターンがあります、「被相続人（遺言者）が自らの意思で遺言書を作成する場合」（①のパターン）と「相続人等が自らの希望に沿う遺言書を被相続人（遺言者）に作成してもらう場合」（②のパターン）です。経験的には、この2つの作成割合は、同程度のように思います。

①のパターンは、遺言書の作成に苦勞することはありませんが、遺言執行者としてその遺言内容の執行をするのに大変苦勞した経験があります。遺言の内容が自らの意思に反する相続人から猛烈な抵抗を受けたのです。天国にいる遺言者に出てきて欲しいと切に願ったものです。その点、②のパターンは、相続人の希望に沿った遺言書の実現ですから、多くの場合遺言書の作成を依頼した相続人の協力を得ることが出来ますから執行行為に苦勞することはあまりありません。

いずれにしろ、相続前喧戦としては、自らに有利な遺言書を親（被相続人）に作成してもらうのが一番有効な方法です。そのような遺言書を親（被相続人）に作成してもらうには日ごろの被相続人に対する態度が大切だと思います（「親を大切にしましょう！」）。



## 弁護士コラム ～相続あれこれ～

### 3 遺産分割

親が亡くなり、相続が発生し遺言書がない場合は相続財産をどのように分割するか相続人間で決める必要があります。法定相続分を基準にして相続人間で話し合っただけで決めることにはなりますが、話し合っても決まらない場合は、遺産分割調停を提起することになります。遺産分割協議で問題になる点について簡単に解説します。

#### (1) 相続財産の範囲

民法は、相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する（民法896条1項）と規定するだけで、何が相続財産になるかについて規定していませんので、民法の財産法の考えにしたがって個々判断されることとなります。およそ回収が困難と思われる貸付金、相続人（親族）に対する貸付金、会社等第三者の資金で購入された相続人名義の不動産や有価証券などの相続財産性が問題となることがあります。

ところで、「死亡時に受け取る生命保険金」や「死亡時に支払われる死亡退職金」などは、上記の意味から遺産分割の対象となる相続財産ではありませんが、相続税法上は、相続財産とみなされこれらを含めて相続税が計算されます。もっとも、相続財産ではありませんから、相続放棄をしても上記生命保険金等は受け取ることが出来るのが原則です。

多額の借金を抱えていた被相続人が高額な生命保険に加入した上で数年後自殺した事案で、多額の生命保険金を受領した遺族が相続放棄し被相続人の債権者への弁済は拒否した事例を経験したことがあります。弁済を受けることの出来なかった被相続人の債権者は

納得できませんでしたが、法律上は相続人に弁済を強制することは難しい事案でした。

#### (2) 遺産分割の対象となる相続財産として問題になる点

##### ア 特別受益者の相続分（みなし相続財産）

本来遺産分割の対象となる相続財産は、上記したとおり被相続人が死亡した時における相続人の財産ですが、民法は一定の場合にそれ以外の財産も相続財産とみなして各相続人の相続分を算定するとしています。民法が特別受益として持ち戻しの対象となる財産として規定しているのは、「遺贈」または「婚姻、養子縁組のための贈与」若しくは「生計の資本としての贈与」です。「特別受益」に当たる場合は、当該価額を加えたものを相続財産とみなしこれを基礎として各相続人の相続分が算定されることとなります（民法903条1項）。

何が特別受益の対象となる贈与かの判断は、当該生前贈与が相続財産の前渡しとみられる贈与であるか否かを基準とし、相続人間の衡平をも考慮して判断すべきとされています。被相続人の生前の資力、収入、家庭状況等に照らし判断されることとなります。あくまでも「生計」の基礎となるものに限られますから、ある子だけ特に可愛がられ小遣いを多くもらったような場合は含まれないとされています。また、子の扶養のために親から付与された財産も扶養は親の義務の履行であって贈与ではないから含まれないとされる場合が多いようですが、実際の判断は難しい場合が多くあります。

## 弁護士コラム ～相続あれこれ～

### イ 寄与分

寄与分という言葉聞いたことがあると思います。寄与分とは、共同相続人の中に、被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者がある場合に、他の相続人との間の実質的な衡平を図るため、その寄与した相続人に対して相続分以上の財産を取得させる制度です（民法904条の2）。

親と同居して親の事業を手伝い、親の財産の維持・増加に大きな貢献をした、仕事を辞めて親の療養看護に努めた等がしばしば寄与分として主張されます。寄与分は相続人間で協議してその額を定めることになっていますが、特定の相続人から寄与分の主張がなされた場合当事者間で寄与分の額について合意をすることは一般に困難です。家庭裁判所に申立て決定してもらう場合が多いです。

### 4 お一人様問題

非婚率が高まり生涯独身でいるケースが増えています。その中には考えさせられる事案があります。相続も絡み考えさせられた2つの事案を参考に紹介します。

#### （事案1）

優良中小企業のオーナーの一人娘でした。生涯独身で子どもはいませんでした。60代に入って間もなく前頭側頭型認知症を罹ってしまい、結局銀行から派遣されていた役員により持ち株を安価で譲渡させられ事実上会社から追い出されました。この方は友人がほとんどいなかったようで、認知症に罹患した後親身に彼女のことを考えてくれる友人、親戚はいませんでした。心血を注いだ会社から追われ晩年は寂しかったと思います。会社を去ってから症状が急速に悪化して数年後に亡くなりました。

#### （事案2）

これは現在進行中の事案です。80代に入ったばかりの独身の歯科医の女性です。突然当事務所に「家から追い出されそうなので助けて欲しい」と電話で切実な訴えをしてきました。心配になり自宅を訪問し、直接本人から事情を確認しました。数年前に歯科医は廃業しており、一人で生活していました。医師、ケアマネージャー、親戚（従妹）の方の名前が出ましたから、これらの人は彼女のことを心配しているように思われましたが、彼女に被害意識（家を追い出される、財産を奪われる）が強くいずれの方も信用出来ないとして名前を教えてもらえませんでした。彼女から助けて欲しいとの強い訴えがありましたが、関係者の名前も教えてもらえない状況では彼女のための良い法的手段を見いだすことが難しい状況でした。最近は連絡もなくなりましたので、どうなっているか心配です。

### 5 まとめ

以上の事案の考察から、問題が発生してから法的手段を検討しても遅い場合が多いように思います。いつまでも健康で心身が健全な状態が続くとは限りません。若くて自信がある時は、自分だけはいつまでも元気に活躍できると思いがちです。まだ余裕がある時に、一度立ち止まって、将来のことをゆっくり考えてみることも大切なことだと思います。

（鈴木典行）



## 弁護士コラム

### ～裁判員裁判～

今年は、私が弁護人として参加する裁判員裁判（国民の中から選ばれる裁判員が刑事裁判に参加する裁判）が5月に1件（現住建造物等放火未遂罪）終わり、9月にも1件（強盗致傷罪）予定されております。



裁判員裁判は、一定の重大犯罪が対象となっていることから複雑困難な裁判になる傾向がありますが、一般の方である裁判員にも理解できるようわかりやすい説明が求められます。そのため、裁判員裁判当日は、難しい法律用語を簡単な用語に説明した上でパワーポイントなどのスライドを利用するなど工夫して臨むこととなります。裁判員裁判に参加した裁判員のアンケートで「弁護人の説明がわかりやすかった」との記載があると長期間にわたって準備した甲斐もあり嬉しい気持ちになります。

また、裁判員のアンケートでは、被告人に対して実際に有罪と認定することや具体的な刑罰を科すことについてかなり苦悩したとの感想もあり、改めて裁判員裁判の存在は、人が人を裁くことについて深く考える契機にもなっていると実感します。実際に、皆様が裁判員に選ばれて裁判員裁判に参加することはほとんどないと思いますが、裁判員裁判を傍聴することは可能なので、是非、裁判員裁判を傍聴してみたいはいかがでしょうか。（弁護士 鈴木裕大）

### ～空き家の増加に歯止めを～

今回は、昨年12月に施行された、改正空家法（正式名称：空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律）について取り上げたいと思います。



居住の目的のない空家の数は、1998年から2018年の20年間で約1.9倍に増加し、2018年時点では349万戸に及びます。改正前の空家法は、居住目的のない空き家の増加を抑えられず、倒壊する危険のある空き家に対しても、命令等の手続を経なければ代執行により除却できない状態でした。

改正空家法では、緊急代執行制度が設けられ、一部の空き家については命令等の手続を経ずとも除却等の代執行が可能となりました（法22条11項）。また、空き家の活用拡大、管理の確保も整備されました。並行して、国土交通省は今年の6月に「不動産業による空き家対策指針プログラム」を掲げ、空き家に係る媒介報酬規制の見直しや、不動産コンサルティング業務に空家事業を組み入れるための取り組みを進めようとしています。

改正により、今にも倒壊しそうな空き家の除却へのハードルが下がっただけでなく、不動産業界を巻き込んで空き家の有効活用を図ろうとする試みも見られ、居住目的のない空家数の減少に期待が持てそうです。（弁護士 清水恭子）

### 日々雑感 ～旭日中綬章～

少し前になりますが、令和5年秋の叙勲において旭日中綬章を授与されました。叙勲理由は「弁護士功労」ということでした。勿論叙勲によってそれまで行って来た活動の評価が変わるものではないと思いますが、叙勲の事実を知って身近な人だけでなく近時連絡のなかった知人・友人からも祝福の言葉やお祝いをいただき、叙勲は、多くの人の支えがあつてのものだと強く感じ、周りの方々への感謝の気持ちが一層高まりました。長年苦勞を掛けた家内も喜んでくれ、一緒に皇居に行ったことは、記念写真の順番待ちで長時間待たされたことと共に忘れられない思い出になりました。これからも弁護士の使命を心に刻み依頼者のお役に立てるように弁護士業務に努めて参りますので、さらなるご指導ご鞭撻をいただきますようよろしくお願いいたします。（弁護士 鈴木典行）



## ◆新たに入所した清水恭子弁護士のご紹介

今年の3月より、当事務所に入所いたしました。愛知県豊橋市出身で、早稲田大学政治経済学部政治学科・早稲田大学法科大学院を卒業し、令和4年に弁護士登録いたしました。

趣味として、去年の夏から月に数回、茶道（裏千家）、華道（池坊）のお稽古に通っています。お客様をもてなす心を持って茶器を取り扱い、花に触れるとき、日常生活では味わえない集中力を発揮でき、自分自身の心も澄み渡ります。加えて、毎回のお稽古で、おいしい抹茶と和菓子を頂けることも、私にとっては大きな魅力です。



私は小学生のころに初めて民事裁判（尋問期日）を傍聴しました。私はちょうど被告側の弁護士が正面に見える席に座っていたので、弁護士が法廷で雄弁に語る姿が私の目に焼き付きました。小学校の卒業式では「将来の夢は弁護士です」と宣言していました。大学では政治の勉強が中心でしたが、法律の勉強もしたいと思い、憲法ゼミに所属しました。ゼミで裁判例に基づく議論に熱中していくうちに、恩師から「清水さんは絶対に弁護士になるんだよ」という言葉に背中を押され、弁護士を本格的に志しました。

実際に弁護士となり、常に最善の解決策を模索し、解決策を実現するために必要な道筋を辿ることに、大変やりがいを感じております。自分の考えに固執することなく、常に虚心坦懐に事案を分析し、事案の進展を見て臨機応変に対応できる弁護士を目指していきたいと思っています。

## ◆編集後記

まだまだ暑い日が続きますが、皆様おかがお過ごしでしょうか。

今回のすずらん通信では、身近で起こりうる「相続」等の問題について、所長が分かりやすく解説しております。ご質問、ご感想等ございましたら是非お寄せ下さい。

当事務所は新たに清水恭子弁護士が加わり、新体制でこれまで以上に質の高いリーガルサービスを提供できるよう取り組んでいく所存です。今後とも、当事務所をどうぞよろしくお願ひ申し上げます。（事務局 浅野）

## ◆業務案内

当事務所では、随時法律相談の申込みを受付けております。

法律問題でお困りの方は、お気軽にご連絡ください。ご都合の良い日を調整させていただきます。顧問契約、ホームロイヤー契約を結ばれた方の法律相談料は無料です。

詳細はホームページをご覧ください。

電話番号：052-239-1220

受付時間：平日 午前9時～午後5時

ホームページもご覧ください。

<http://www.suzuranlaw.com/>



弁護士 鈴木 典 行  
弁護士 鈴木 裕 大  
弁護士 清 水 恭 子

